

期 間 入 札 の 公 告

令和 6年 4月26日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 家 由 奈

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 6年 5月17日 午前 8時30分から 令和 6年 5月24日 午後 4時30分まで
開札期日	日 時 令和 6年 5月29日 午前10時00分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 6年 6月12日 午後 1時30分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 6年 5月30日 午前 9時00分から 令和 6年 6月 5日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 6年 4月26日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 ※ 特別売却の買受申出の受付日時は, 上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9時00分から午後4時00分までです。	



物 件 目 録

- 1 所 在 木田郡三木町大字井戸字二条2463番地2
- 家屋 番号 2463番2
- 種 類 居宅
- 構 造 木造鋼板葺2階建
- 床 面 積 1階 59.62平方メートル
2階 53.82平方メートル



お 知 ら せ

本件の売却基準価額は，再売却にあたって民事執行規則30条の3第1項に基づき，執行裁判所によって当初の売却基準価額から変更されたものである。

高松地方裁判所民事部不動産執行係

物件明細書

令和 5年11月29日
高松地方裁判所民事部不動産執行係
裁判所書記官 松 家 由 奈

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり。

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件建物のために、その敷地（地番2463番2，所有者C）につき使用借権が存する。買受人は、敷地利用権の設定を要する。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 木田郡三木町大字井戸字二条2463番地2
- 家屋 番号 2463番2
- 種 類 居宅
- 構 造 木造鋼板葺2階建
- 床 面 積 1階 59.62平方メートル
2階 53.82平方メートル



令和5年(ヌ)第31号
令和5年9月13日受理
令和5年10月2日提出



現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 竹村優司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 木田郡三木町大字井戸字二条2463番地2
- 家屋 番号 2463番2
- 種 類 居宅
- 構 造 木造鋼板葺2階建
- 床 面 積 1階 59.62平方メートル
2階 53.82平方メートル



目的外土地の概況 (物件1関係)	
所 在	木田郡三木町大字井戸字二条
地 番	2463番2
地 目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 雑種地 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/>
地 積	241.58平方メートル (<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 約 平方メートル)
所 有 者	<input type="checkbox"/> 建物所有者 <input checked="" type="checkbox"/> その他の者 (C)
その他の事項	
<input checked="" type="checkbox"/> 関係人(<input checked="" type="checkbox"/> A(建物所有者) <input type="checkbox"/> ())の陳述 / <input type="checkbox"/> 提示文書()の要旨	
占有権原	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input checked="" type="checkbox"/> 使用借権 <input type="checkbox"/>
占有開始時期	平成11年 7月18日
最初の契約日	平成11年 7月18日
契約等期間	平成11年 7月18日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input checked="" type="checkbox"/> 期間の定めなし
更新の種別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新
現在の契約等期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
契約等貸主	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()
当事者借主	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 ()
地代・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払)
地代前払	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (金 円 分まで)
敷金・保証金	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (<input type="checkbox"/> 敷金 円 <input type="checkbox"/> 保証金 円)
特約等	
地代滞納	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (平成 年 月 日現在 金 円)
契約解除	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある ()
訴訟提起等	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある [<input type="checkbox"/> 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 <input type="checkbox"/> 係属中 <input type="checkbox"/> 終局 ()
その他	
執行官の意見	<input checked="" type="checkbox"/> 上記のとおり <input type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>■A (債務者)</p>	<p>1 私は本件物件1建物の所有者です。物件1建物には、私と家族で暮らしています。</p> <p>2 物件1建物の底地である目的外土地2463番2の利用権原については、当該目的外土地は妻の実母Cの所有地ですから、義理とは言え親子の間のことですので、賃料のやり取りがあるわけも無く、強いていえば期間の定めのない使用貸借関係になると思います。</p> <p>3 建物は経年で劣化はしていますが、特段に大きな不具合は無いと思います。</p>
<p>■B (債務者の妻)</p>	<p>1 私は本件物件1建物所有者であるAの妻で、建物の底地である目的外土地2463番2の所有者Cの娘です。</p> <p>2 本件物件1建物が第三者の所有になった場合には、母Cは当該所有者の土地利用は許さないとします。利用権契約も絶対しないとします。</p>
<p>■D (目的外土地2463番6所有者)</p>	<p>1 私は目的外土地2463番6の用悪水路の所有者です。</p> <p>2 私所有の用悪水路に接している北側の宅地の所有者の方々が、水路上に床版を作って出入りできるようにしていることについては、申し入れがあれば容認しています。何らの対価もいただいていません。そのことは水路上を利用している土地の所有者が変わっても同様です。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■

- 1 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から2枚目記載のとおり認めた。
 - 2 三木町役場及び香川県長尾土木事務所での調査では、物件1建物の底地(目的外土地2463番2)は都市計画区域内の非線引区域に存在し、南側を水路(目的外土地2463番6:用悪水路)を介して、幅員約2.7m~約2.9mの公衆用道路(法定外公共物(道路管理は地元管理)、建築基準法42条2項道路)に接道している。
 - 3 物件1建物については、経年(築後約24年経過)劣化が見受けられる外は、特段に大きな不具合は見受けられなかった。
 - 4 物件1建物の周辺の水利関係を管理している二股土地改良区での調査によると、「浄化槽からの排水で水路を利用されている方については、水路管理費として年に一度11月に金3,000円を徴収させていただいています。よろしくお願ひします。」とのことであった。
 - 5 物件1建物北側には下屋が存在しているが、当該下屋は建物と密着性が認められ、建物に附合しているものと思料する。
- ※ 上記、関係人の陳述及び関係資料等により2枚目記載のとおり報告する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和5年9月20日(水) 12:00-12:20	物件所在地	接道外観等調査 債務者から事情聴取, 立入期日調整
令和5年9月20日(水) 12:50-13:00	香川県長尾土木事務所	公法上の規制等調査
令和5年9月25日(月) 9:00-9:20	法務局(本局)	公図公簿等閲覧等調査
令和5年9月25日(月) 13:40-14:10	三木町役場	公法上の規制等調査
令和5年9月25日(月) 14:20-14:30	三木町井戸 木田郡二股土地改良区	水利関係調査
令和5年9月25日(月) 14:50-16:00	物件所在地	立入調査(債務者立会) 評価人同行
令和5年10月1日(日) 15:30-15:40	当庁(電話)	目的外土地2463番6所有者から事情聴取
令和5年10月2日(月) 9:00-9:10	高松市番町一丁目 香川県広域水道企業団 高松事務所	上水道関係調査
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図 (概略)



2465-1

2462

下屋

物件1
(建物)

自転車
置場

2463-2

2463-3

カー
ポート

2463-6
(暗渠水路)

公共用道路 幅員約2.7~2.9m
建築基準法第42条2項道路

開渠水路
天幅約0.7m

(注) 概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。

←○
写真撮影位置・方向

(S=1/250)

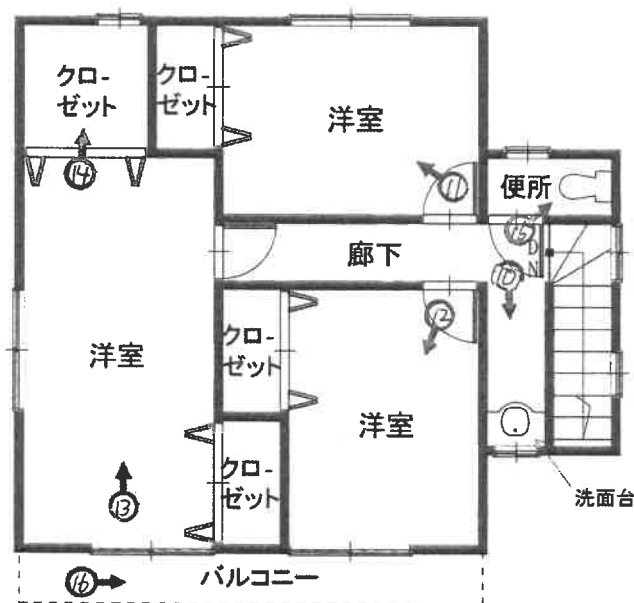
(7枚目)

建物間取図 (概略)
物件1

1階部分



2階部分



(注) 概略図であり現況と相違する場合がある。

←○
写真撮影位置・方向

(S=1:100)

1



受命物件の状況

2



玄関内の状況

(9 枚目)

3



1階LDKの状況

4



1階LDK玄関側の状況

5



1階キッチンの状況

6



1階洗面脱衣所の状況

7



1階浴室の状況

8



1階トイレの状況

(12 枚目)

/

9



階段の状況

10



2階階段横の洗面所の状況

(13 枚目)

1 1



2階北側洋室の状況

1 2



2階南側東洋室の状況

(14 枚目)

1 3



2階南側西洋室の状況

1 4



2階南側西洋室のクローゼット内の状況

(15 枚目)

15



2階トイレの状況

16



2階バルコニーの状況

(16 枚目)

17



物件1 建物東側の状況

18



物件1 建物北側下屋の状況

(17 枚目)



令和5年 (又) 第31号
令和5年 9月25日 現地調査
令和5年 9月28日 評価

高松地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

鳥飼和彦

第1 評価額

番 号	評 価 額
物件1	金 1, 0 0 0, 0 0 0 円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	木田郡三木町大字井戸字二条2463番地2 2463番2 居宅 木造鋼板葺2階建 1階 59.62㎡ 2階 53.82㎡	同左
番号	特記事項		
1	<p>【物件1の敷地である目的外土地の概要】</p> <p>所在：木田郡三木町大字井戸字二条 地番：2463番2 地目：宅地 地積：241.58㎡</p>		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（目的外土地 地番2463番2）

位置・交通	琴電長尾線「公文明」駅の南西方直線距離約400m (別添位置図参照)	
付近の状況	目的外土地の属する地域は、幹線道路背後のやや未成熟な住宅地域に所在する。付近の状況は、農地が多く残る中、一般の戸建住宅、農家住宅等が散見される。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 指定建ぺい率 指定容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域内（非線引） 指定なし 70% 200% - -
画地条件	面積：241.58㎡（公簿地積） 間口：約10.8m 奥行：約23m 形状：ほぼ長方形 地勢：平坦	
接面道路の状況	南側において、個人所有の用悪水路を介し現況幅員約2.7～2.9m舗装公衆用道路（法定外公共物、建築基準法第42条2項道路）にほぼ等高に接面する。	
土地の利用状況及び隣地の状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物件1建物の敷地として利用されている。 ・ 隣接不動産の状況は、北側及び西側は農地、東側は空地、南側は用悪水路及び公衆用道路である。 	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：なし 下水道：なし	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ■南側水路について： 南側公衆用道路との間に個人が所有する用悪水路が介在する。詳細については、現況調査報告書を参照されたい。 ■埋蔵文化財の有無： 三木町役場生涯学習課に照会したところ、本目的外土地は文化財保護法に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地には指定されていない。 ■土壌汚染の可能性： 登記、ヒアリング等からは土壌汚染が疑われる特段の利用履歴は確認できず、土壌汚染の可能性は低い。なお、土壌汚染の有無の詳細は専門調査機関による調査を要する。 	

2 建物の概況及び利用状況（物件1）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成11年7月18日新築 経過年数：約24年 経済的残存耐用年数：約1年
仕 様	構 造：木造 屋 根：鋼板葺 外 壁：モルタル吹付等 内 壁：クロス等 天 井：クロス等 床：フローリング、畳、クッションフロア等 設 備：電気設備、給排水設備、衛生設備等 その他：－
床面積（現況）	1階 59.62㎡ 2階 53.82㎡ 合計 113.44㎡
現況用途等	階 層：2階建 現況用途：居宅 間 取 り：附属資料「建物間取図（概略）」を参照
品 等	中品等
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現在、建物所有者が家族とともに居住して占有している。建物の土地利用権は使用借権と判定。（詳細は「現況調査報告書」に記載のとおり）
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 築後約24年経過した居宅であり、クロスの汚れ等が見受けられるが経年程度の劣化と判断する。建物所有者への聴取によれば、10年程前に外壁塗装とLDKの床（床板を重ね貼りのうねクッションフロアで仕上げ）のメンテナンスを行っているとのことである。また、数年前の台風時に南側外壁の一部が損傷し補修したとのことである。 ■ 建物北側に存する下屋は、建物との密着性が認められるため本建物の附合しているものと判断し併せて評価した。 ■ 対象建物については、吹付けアスベスト等が使用されている可能性は低いですが、アスベスト含有建材（成形板・仕上塗料等）が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関による調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（目的外土地 地番2463番2）

目的外土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
目的外土地 地番2463番2	17,900	0.97	241.58	1.00	4,195,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）
地価調査 三木（県）－2

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & \\ 24,000\text{円}/\text{㎡} & \times 99.9/100 & \times 100/100 & \times 100/134 & \doteq & 17,900\text{円}/\text{㎡} \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：ほぼ標準的である。

◇地域格差：街路条件 +24% (1.24)、環境条件 +8%(1.08) 相乗積：1.24×1.08≒1.34

イ 個別格差：公衆用道路との間に個人所有の用悪水路が介在 -3%(0.97)

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：敷地内における建物の配置及び敷地と建物との適応の状態等を考慮して建付減価は発生していないと判断した。

(2) 建物価格（物件1）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
1	163,000	113.44	0.09	1,664,000

ウ 現価率：

経過年数24年、経済的残存耐用年数1年、残価率5%とした定額法と観察減価法（特に減価はない）を併用して下記のとおり査定した。

$$\text{現 価 率} = \left[0.05 + (1 - 0.05) \times \frac{1}{1 + 24} \right] \times (1 - 0.00) \doteq 0.09$$

2 評価額の判定

前記により求めた建物価格に土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を実施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
目的外土地 地番2463番2	4,195,000	0.10	使用借権	420,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を使用借権と判定し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算 (円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1,664,000	+420,000		0.8	0.6	1,000,000
評価額						1,000,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：建物だけの売却であり、買受人が土地利用権等の設定を要することによる市場性の減退等を考慮した。-20% (0.8)

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格等〔三木（県）－2〕

所 在：木田郡三木町大字下高岡字八戸1450番6
価 格：24,000円/㎡
位 置：琴電長尾線「白山」駅の南西方約750mに位置する。
価 格 時 点：令和5年7月1日
地 積：345㎡
供給処理施設：水道、下水
接 面 街 路：西10m県道
用 途 指 定 等：非線引都市計画区域、用途指定なし(建ぺい率70%、容積率200%)
地 域 の 概 要：農家の中に中規模農家住宅等が見られる県道沿いの住宅地域

2 固定資産税評価額（令和5年度）

物件1 2,675,875円

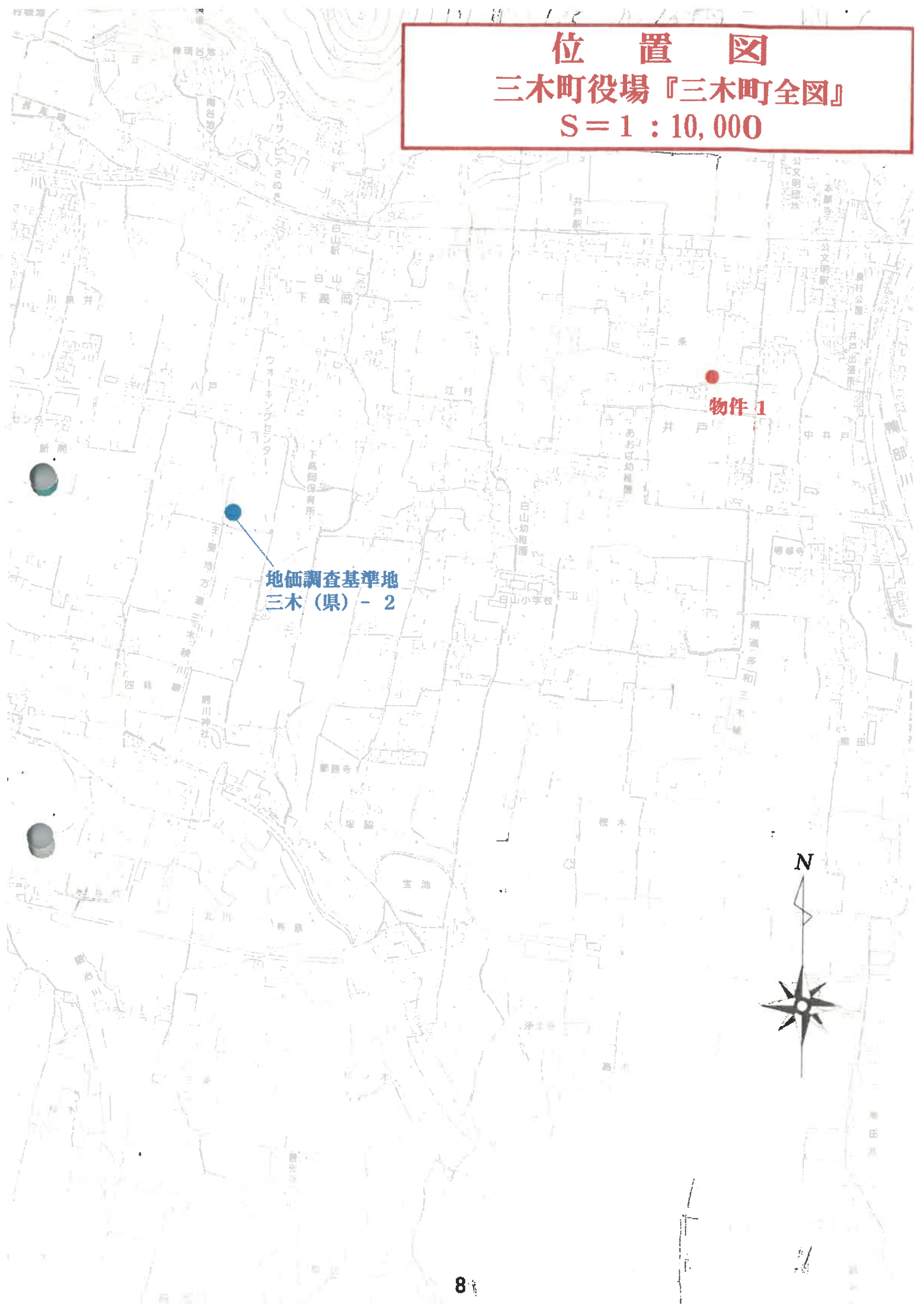
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面写・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図（概略）
- 6 建物間取図（概略）

以 上

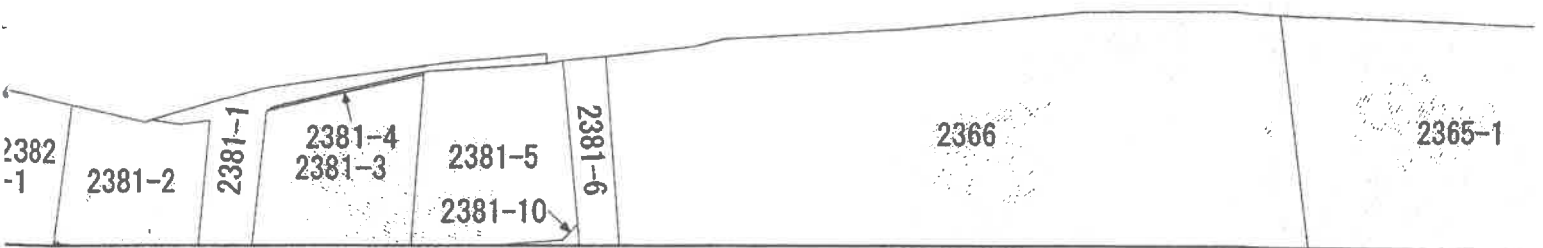
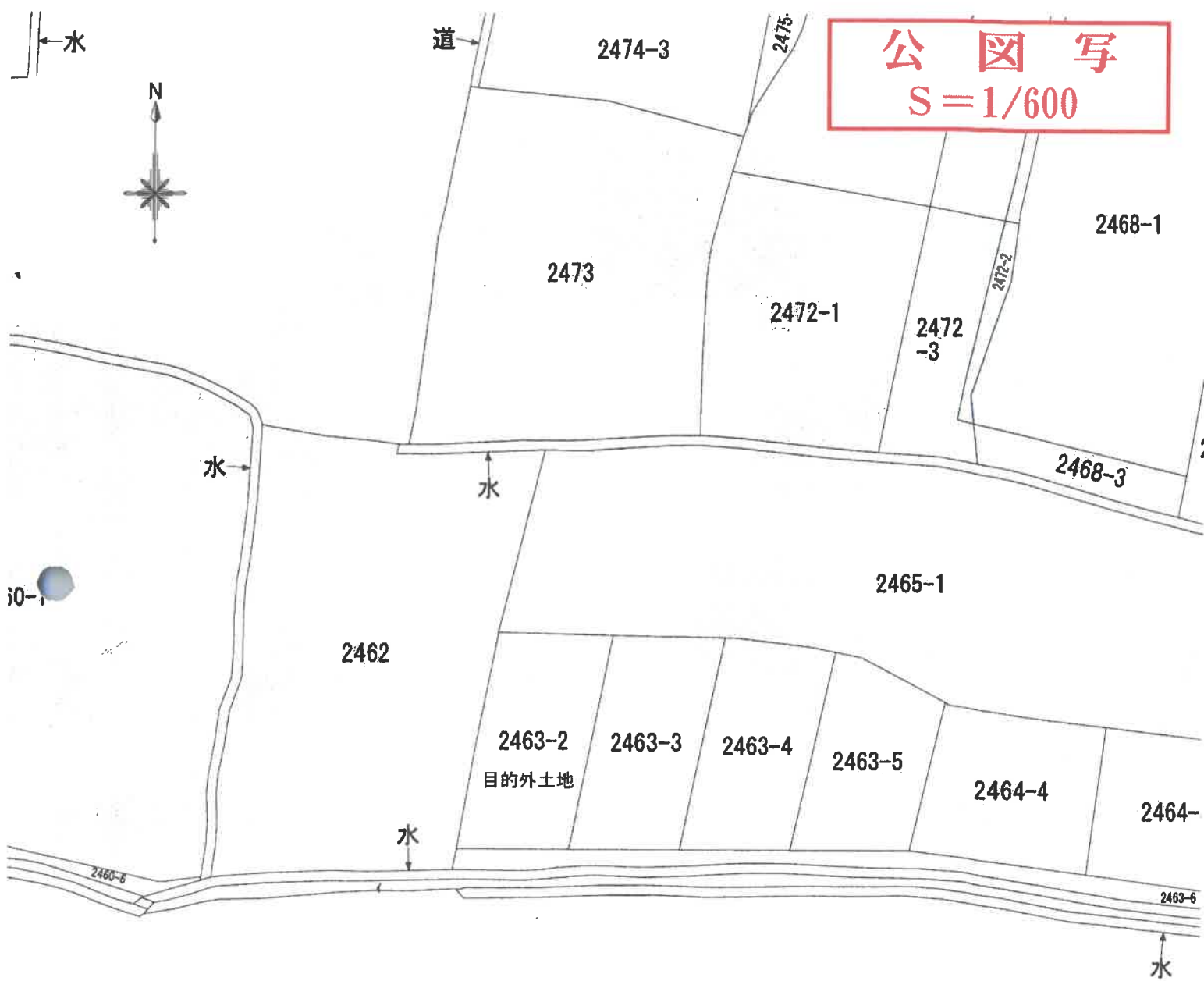
位置図
三木町役場『三木町全図』
S = 1 : 10,000



地価調査基準地
三木(県) - 2

物件1





土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けの位置及び形状の概略を記載した図面です。

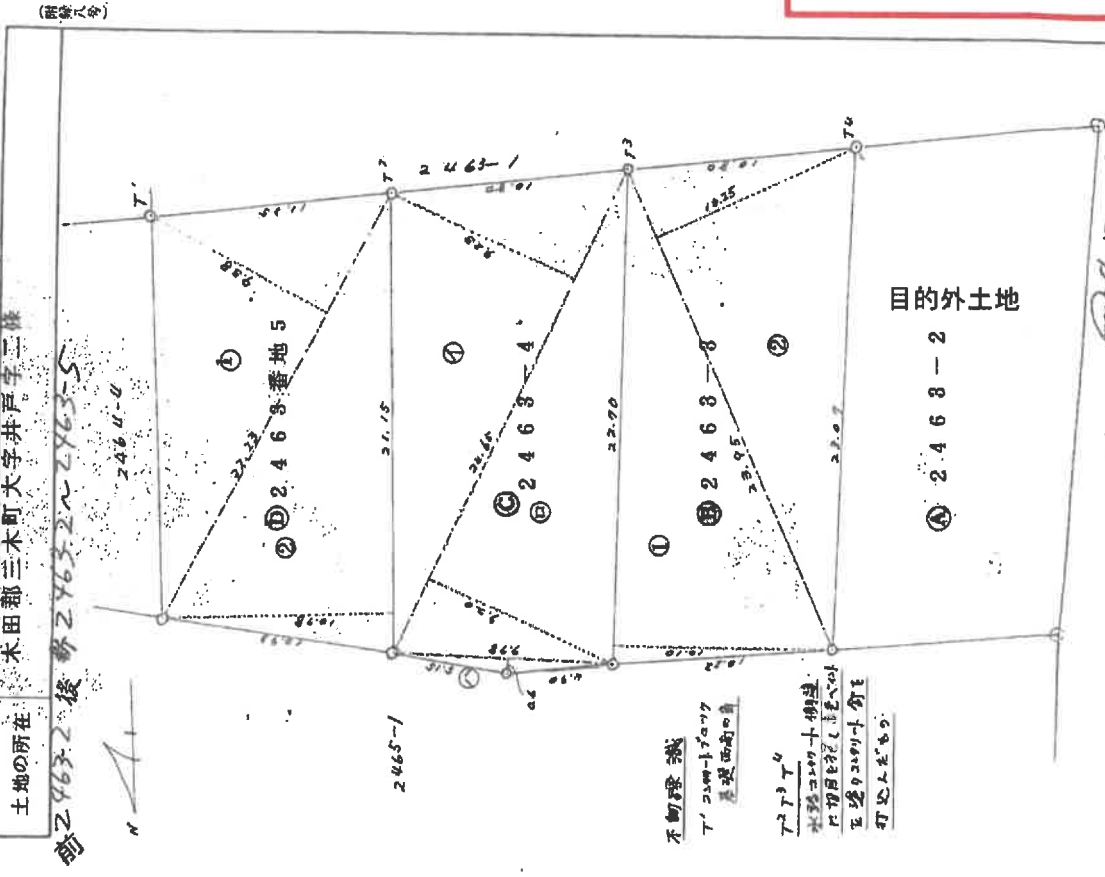
地図に準ずる図面

地積測量図写

地積測量図

地積測量図
2463-2
木田郡三木町大字井戸字三律

026456



計2463-2 後部 2463-2-2~2463-5
2464-U-U

土地の所在

木田郡三木町大字井戸字三律

(附録八号)

不割除地
T' 2463-2-2
基礎面角
T' 2463-2-2
水田に改作し、樹立
目的外土地(農業用)
互換9250/100
打上土等

求積

③ 2463-3
① 22.70 x 10.10 = 229.2100
② 23.75 x 10.25 = 243.4375
計 474.7575
1/2 237.37875
地積 237.37875

④ 2463-4
① 24.65 x (7.23 + 9.20) = 454.2995
② 9.98 x 0.60 = 5.9880
計 460.2875
1/2 230.14375
地積 230.14375

⑤ 2463-5
① 22.23 x 9.38 = 208.5174
② 21.15 x 10.78 = 227.9970
計 436.5144
1/2 218.2572
地積 218.2572

⑥ 2463-2
927.8613 - (237.3787 + 230.1437 + 218.2572)
= 241.8816
地積 241.8816

昭和54年7月25日登記
2462

縮尺 1/250

申請人

作製者
番地
(昭和54年7月20日作製)
(香川県土地家屋調査士会用紙)

登記年月日：昭和54年7月25日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和5年9月25日 高松法務局 登記官

公用

登記官

請求番号：4-2

A3版をA4版に縮小

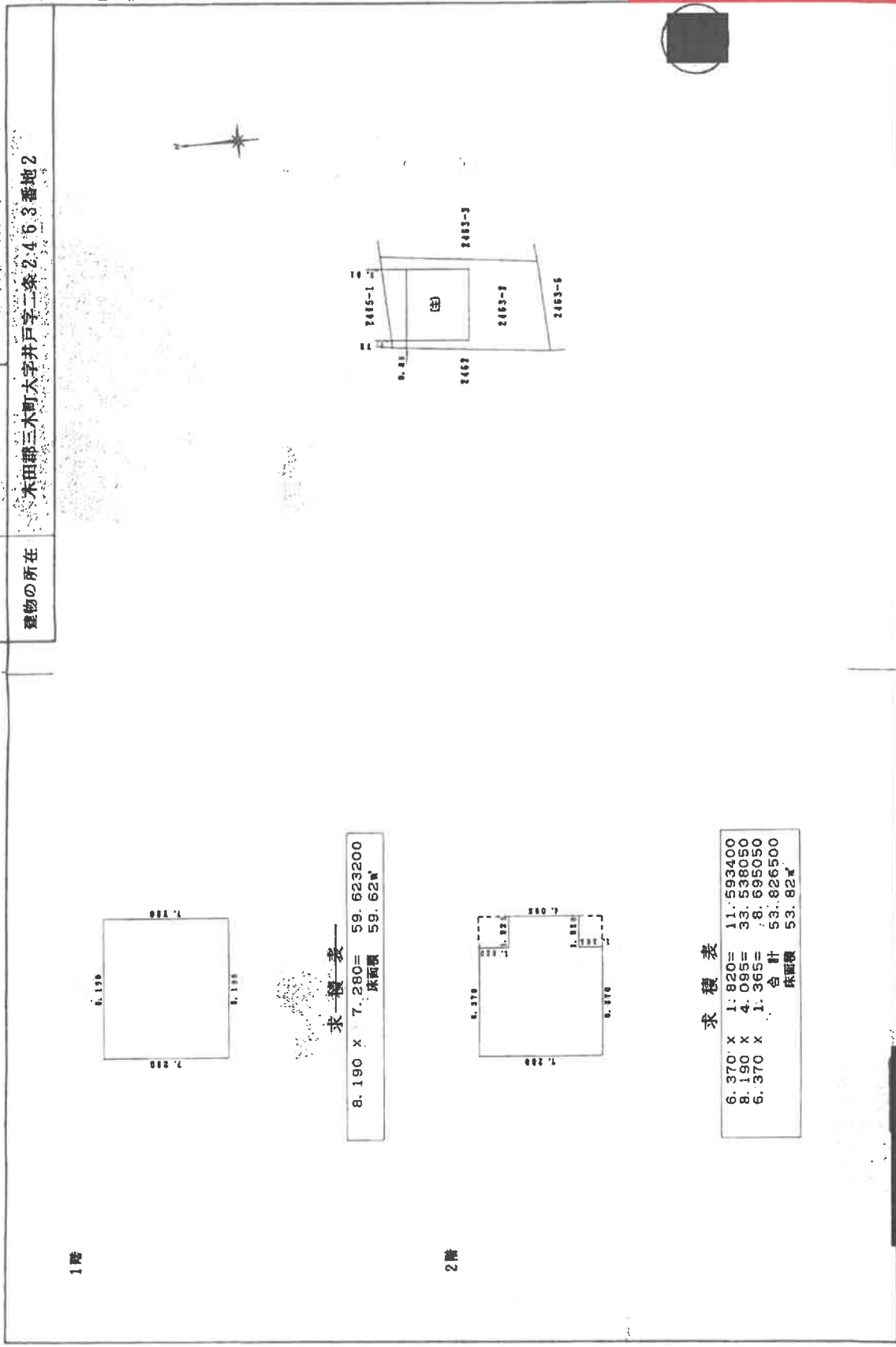
建物図面写 各階平面図写

登記年月日：平成11年7月30日

各階平面図 204032

家屋番号 2463番2

建物の所在 木田郡三木町大字井戸字二条2463番地2



求積表

8.190 X 7.280 =	59.623200
床面積	59.62㎡

求積表

6.370 X 1.820 =	11.593400
8.190 X 4.095 =	33.538050
6.370 X 1.365 =	8.695050
合計	53.826500
床面積	53.82㎡

作製者	縮尺 1/250	申請人	縮尺 1/500
-----	----------	-----	----------

平成11年7月30日(製)

(香川県土地家屋調査士会用紙)

昭和11年7月30日登記

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和5年9月25日 高松法務局

登記官

公用

A3版をA4版に縮小

土地建物位置関係図 (概略)



2462

2465-1

下屋

物件1
(建物)

自転車
置場

2463-2

カー
ポート

2463-3

2463-6
(暗渠水路)

公衆用道路 幅員約2.7~2.9m
建築基準法第42条2項道路

開渠水路
天幅約0.7m

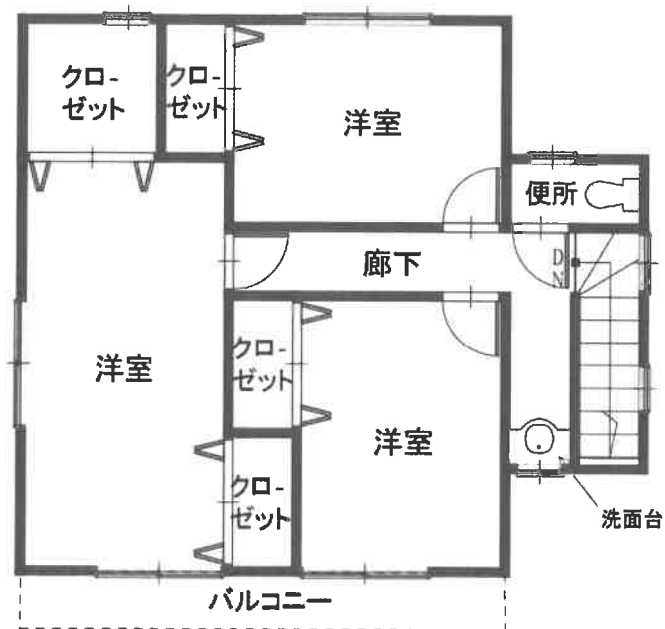
(注) 概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。

建物間取図 (概略)
物件1

1階部分



2階部分



(注) 概略図であり現況と相違する場合がある。

(S=1:100)